

コロナ休業手当求め提訴

飲食店 アルバイトの女性

神奈川県内の飲食店で働くアルバイトの30代女性が21日、コロナ禍で店が休みになった間の休業手当などを運営会社に求め、横浜地裁に提訴した。緊急事態宣言で休んだ事業者がシフト労働者に手当を払う法的義務があるかは論争になってきた。法廷での決着をめざす動きとして注目を集めている。



訴えを起こした女性。「同じような立場の人や自分自身のために、諦めず闘う」と話した＝21日、東京・霞が関

訴えられたのは「まいど

おおきに食堂」「つるま

る」「かつぼうぎ」などの

飲食店を展開するフジオフ

ードグループ本社（大阪

市）の子会社。訴状などに

よると、原告の女性は20

18年6月、有期雇用で入

社。週20時間未満のシフト制で、神奈川県の商業施設内の飲食店で働いていた。

て休業補償を払ったが、他の期間は補償しなかった。正社員の店長には全期間、補償したという。女性はシフトが未確定だった

「会社の責任かどうか」争点

最大の争点は、コロナ禍を受けて会社が実施した休業が、会社の責任といえるかどうかだ。

民法や労働基準法は、会社側に責任があれば休業手当を払うよう義務づける。一般的には大地震などの

「不可抗力」があれば責任がないと解釈されている。コロナ禍が不可抗力かは意見が分かれている。

厚生労働省はコロナ禍の対策として、休業手当を払

期間も勤務実績に応じて手当が払われるべきだと主張。休業手当など約181万円の支払いを求めている。

って雇用を維持する企業を支援する「雇用調整助成金（雇調金）」の特例を広げ、活用を促してきた。

だが、コロナ禍が不可抗力かの見解はあいまいだ。同省ホームページの「Q&A」は「一律に支払い義務

がなくなるわけではない」。①事業の外部で発生した事故で②経営者として最大の注意をしても避けることができない時は不可抗力と説明。他の仕事をやってもら

ろなどの努力をしているかどうかで判断されるとしている。

パート労働者に休業手当を払わない企業の中には「シフトで働く労働者は就業時間が直前まで決まらないので休業手当は必要ない」という主張もある。

だが21日の原告側の記者会見で、原告代理人の川口智也弁護士は「会社は大量に非正規を雇って収益を上げてきた。雇調金も受給できるので、会社は責任を負うべきだ」と指摘した。

フジオフードグループ本社は取材に「訴えの内容が確認できておらずコメントできない」としている。

（編集委員 沢路毅彦、山本恭介）